

ご利用料一覧表（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション）

【2024年6月1日より】

■事業の実施地域（鴻巣市・北本市・久喜市菖蒲地域・加須市騎西地域）

■訪問リハビリテーション費

地域区分別1単位単価（6級地）10,33円

基本料金	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
1回（20分につき）	3,182円	319円	637円	955円

○加算

項目	単位	利用料	1割負担	2割負担	※3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	日	2,066円	207円	414円	620円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	日	2,480円	248円	496円	744円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	月	1,860円	186円	372円	558円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	月	2,200円	220円	440円	660円
※事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、上記の（イ）または（ロ）に加算	月	2,790円	279円	558円	837円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	回	62円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	回	31円	4円	7円	10円

■介護予防訪問リハビリテーション費

基本料金	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
1回（20分につき）	3,079円	308円	616円	924円

○加算

項目	単位	利用料	1割負担	2割負担	※3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算	日	2,066円	207円	414円	620円
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	回	▲517円	▲52円	▲104円	▲155円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	回	62円	7円	13円	19円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	回	31円	4円	7円	10円
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合 ※要件を満たさない場合	回	▲310円	▲31円	▲62円	▲93円

■その他の費用（介護保険対象外）

上記実施地域外でのサービス利用を希望される場合、実施地域を超えた距離分について1kmにつき30円（うち消費税2円）をご負担いただきます。

■その他留意事項

サービスの提供に水道・ガス・電気・電話等が必要な場合の費用は、お客様のご負担となります。

※ 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所（訪問）リハビリテーションを行う場合、基準を満たせば減算対象に当たりません。詳細は担当者へ確認をお願いします。